

日本学生支援機構 給付型奨学金 について

対象者	平成 30 年度以降に、大学・短期大学・高等専門学校（第 4 学年）・専修学校 専門課程に進学（進級）する高校 3 年生等
申込方法	在学する高等学校を通じて申し込む。
推 薦 枠	日本学生支援機構が定める人数 ※ ただし、社会的養護を必要とする生徒については、推薦枠の範囲外で推薦することができる。
成 績	別に定める本校の基準による。 ※ その他の基準については、日本学生支援機構の基準による。
家 計	家計支持者が住民税（所得割）非課税であること（生活保護受給世帯、児童養護施設等の入所者も対象となる）
給付月額	月額 2 万円～ 4 万円。進学先の学校の設置者（国立、公立、私立）及び通学形態（自宅、自宅外）により異なる。 ※ 児童養護施設等の入所者は、社会的養護を必要とする生徒として、一時金 24 万円を受給できる。 ※ 国立の大学等に進学して、授業料の全額免除を受ける場合には、給付金額が減額される（自宅外通学：3 万円→2 万円、自宅通学：2 万円→0 円）。

⇒ 詳細は「平成 30 年度進学予定者用 給付奨学金案内」で確認する。

※ 今年度の受付は終了しました。